

検討項目

○横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会からの協議依頼項目(平成24年第2回定例会以降に協議する項目)

会派等提出の検討項目	会派等提出の検討項目(詳細)				関係法令		
	提案会派	項目	検討内容	備考	法令等名	条項	内容
き章	ヨコ会	き章	横浜市議員き章規則の見直し		横浜市議員き章規則	—	議員は、き章をはい用することを規定し、その様式を定めている。
通告内容の公開	当局	本会議	質問通告内容のホームページへの事前掲載の検討		横浜市会会議規則	第44条	「会議において発言しようとする者は、議長の定めた期間内に議長に発言通告書を提出しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議、予算・決算特別委員会における通告について規定
答弁者	当局	本会議	局長答弁の導入		地方自治法	第121条	「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」
		常任委員会	答弁者見直し	委員会出席部長を市会説明員として届け出て、所管部長答弁を可能とする。(議案及び報告事項に関しては、従来どおり、局長から説明)			
質問通告内容等	当局	本会議	質問通告内容及び書式等の検討	通告書への通告内容の明確化及び標準化等	横浜市会会議規則	第44条第2項	「通知書には、発言の要旨、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議及び予算・決算特別委員会における通告に関する事項について規定
審議・報告事項等	民主	本会議	開会ベル	本会議開催前の「予鈴」は廃止し、「アナウンス」または「別の音」にすべき。	横浜市会会議規則	第8条第2項	「会議の開始は、振鈴で報知する。」